

野洲川(湖南省菩提寺)境界確定協議無効確認請求控訴事件
の判決期日とその後の対応について

1 事件の表示(原審)

大阪高等裁判所 平成 27 年(ネ)第 3136 号 境界確定協議無効確認請求控訴事件

控訴人:個人

被控訴人:滋賀県

控訴日:平成 27 年 10 月 13 日(控訴状受付(滋賀県) 平成 27 年 11 月 24 日)

2 判決期日

平成 28 年 3 月 10 日(木) 午後 1 時 10 分 大阪高等裁判所

3 訴訟遂行方針

最高裁判所の判断を仰ぐ必要があると判断する場合には、上告手続きを取る方針。

4 訴訟の概要

ア 事件の概要

控訴人は、現在、湖南省菩提寺で砂利の採集販売等を営む会社の代表取締役であるが、事業に使用する計量台が河川区域との境界である官民境界確定線をはみ出していることによる県からの撤去指導を不服として、官民境界確定線を確認した昭和 55 年 10 月 17 日付け境界確定協議の無効を求め、平成 26 年 2 月に県を訴えた。

第一審の大津地方裁判所において、平成 27 年 9 月 29 日に「境界をめぐる紛争の抜本的な解決にはならず、原告の請求は確認の利益を欠いている」として却下判決(県側勝訴)を得たが、相手方はこれを不服として平成 27 年 10 月 13 日に控訴した。

イ 控訴の趣旨

- ① 原判決を取り消す。
- ② 控訴人と被控訴人(県)との間において昭和 55 年 10 月 17 日付け境界確定協議は無効であることを確認する。
- ③ 訴訟費用は被控訴人(県)の負担とする。

ウ 控訴人の主張

- ・本件訴訟は、河川法違反を理由とした現計量台の撤去指導には根拠が無いことを明確にするために提起したものであり、原判決が言うような「原告と被告間の原告土地と被告土地の境界をめぐる紛争を抜本的に解決する」ためではないので、原判決の判断は誤りである。
- ・本件訴えは、「確認の利益」の判断要件を具備しており、確認の利益が認められるものである。

エ 被控訴人（県）の主張

- ・第一審判決の「境界をめぐる紛争の抜本的な解決にはならず、原告の請求は確認の利益を欠いている。」との判断は正しい。
- ・たとえ境界確定協議の無効が確認されたとしても、計量台が河川区域にはみ出していることに変わりはなく撤去指導は継続していくこととなるので、この点においても確認の利益を欠いている。

オ 控訴審の経緯

平成 27 年 10 月 13 日に控訴提起。

平成 28 年 1 月 14 日に大阪高等裁判所で第 1 回口頭弁論が開かれ、同日をもって弁論が終結・結審した。

5 判決後の対応

仮に、大阪高等裁判所判決で敗訴となり、最高裁判所の判断を仰ぐ必要があると判断する場合には、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき議案を上程し、議決を求めることとする。

6 主な経過

- | | |
|-------------|---|
| S43. 3. 8 | 県が野洲川河川区域の指定告示 |
| S46. 4. 25 | 控訴人が本件隣接土地の所有権取得 |
| S48. 4. 21 | 会社設立 |
| S55. 10. 17 | 会社と県が本件官民境界を確定 |
| S56. 4. 30 | 控訴人が会社の代表取締役役に就任 |
| H14 頃 | 会社が、事務所および計量台を現在の位置に新築 |
| H23. 2 下旬 | 県は計量台が河川区域へはみ出していることを確認し、会社に対し河川法に基づく占用許可（撤去までの暫定期間）を得るよう指導 |
| H23. 4. 1 | 県は、計量台に関する「顛末書および改善計画書」提出の特記条件を付与して、会社に対して河川法 24 条による占用を許可 |
| H25. 5. 10 | 未提出の計量台に関する「顛末書および改善計画書」提出を求める県の指導に対し、控訴人が「官民境界に納得していない」旨の発言 |
| H25. 10. 23 | 会社ならびに控訴人からの「官民境界の見直し要望、もしくは占用許可申請地の払下げ要望」文書に対し、県は「堤防であり払下げはできない」と回答 |
| H26. 2. 20 | 会社ならびに控訴人が「官民境界確定協議書に添付の委任状は偽造なので無効。払下げに応じないなら提訴するので、判決確定まで占用許可してほしい」旨の顛末書を提出 |
| H26. 2. 28 | 原告（控訴人）が滋賀県を被告として提訴 |
| H26. 3. 27 | 訴状が県に送達 |
| H26. 4. 25 | 第 1 回口頭弁論 |
| H27. 8. 4 | 第 10 回口頭弁論（弁論終結） |
| H27. 9. 29 | 却下判決（県側勝訴） |
| H27. 10. 13 | 原告（控訴人）が控訴 |
| H27. 11. 24 | 控訴状が県に送達 |
| H28. 1. 14 | 第 1 回口頭弁論（弁論終結） |
| H28. 3. 10 | 判決言渡し |

野洲川(湖南省菩提寺)境界確定協議無効確認請求控訴事件の概略図

